

資産運用立国分科会(第3回)の開催

11月15日(水)に資産運用立国分科会(第3回)が開催されました。

今回の分科会では「これまでの議論と考えられる整理(案)」が提示されており、基本的な考え方に加え、以下5つの項目について課題等と施策の方向性が示されています。

1. 資産運用業の改革
2. アセットオーナーシップの改革
3. 成長資金の供給と運用対象の多様化
4. スチュワードシップ活動の実質化
5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

企業年金に関わる内容は、「2. アセットオーナーシップの改革」の項目において「(1) アセットオーナー・プリンシプルの策定」、「(2) 企業年金の改革」に分けて記載されています。次ページ以降に当日の資料から該当部分を抜粋していますので、ご確認ください。

なお、内閣官房のホームページに資料が掲載されていますので、以下のリンク先にてご確認ください。当日の議論の内容について一部報道はあるものの、議事要旨は公開されておりません(11/16時点)。

○内閣官房

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_dai3/index.html

また、企業年金・個人年金部会での資産運用立国に係る資料は厚生労働省のホームページに掲載されています。以下のリンク先にてご確認ください。

○厚生労働省

第28回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35819.html

第29回 社会保障審議会企業年金・個人年金部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36339.html

【資料抜粋(備考箇所を除く、赤字・下線の箇所は当社にてハイライト)】

2. アセットオーナーシップの改革

(1) アセットオーナー・プリンシプルの策定」

<課題等>

- ・ アセットオーナーは、受益者の最善の利益を確保する観点から、運用する目的に基づき目標を定め、その運用を実現するための委託先を厳しい眼で見極める、といった運用力を高度化していくことが求められている。
- ・ アセットオーナーの範囲は、公的年金等、企業年金、保険会社、大学ファンドなど幅広く、課題もそれぞれであるが、アセットオーナーが資金を提供する受益者等に適切な運用の成果をもたらす観点から、アセットオーナーに共通して求められる役割があると考えられる。

<施策の方向性>

- ・ アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル)を来年夏目途に策定してはどうか。

(2) 企業年金の改革

- 企業年金は、確定給付企業年金(DB)と企業型確定拠出年金(DC)の大きく2種類があり、公的年金の上乗せの給付を保証し、高齢期により豊かな生活を送るための制度として重要な役割を果たしている。
- こうした役割を最大限発揮し、企業年金の加入者等の利益を最大化するためには、企業年金の運用力の向上に向けた取組を進めていくことが重要である。
- なお、企業年金は、退職給付制度の1つであり、その内容は、企業ごとに労使で決定されていることに十分留意する必要がある。

① 確定給付企業年金(DB)の改革

(ア) 運用力の向上

<課題等>

- ・ 確定給付企業年金(DB)が加入者の最善の利益を達成するためには、母体企業の財務戦略・人事戦略ならびに年金財政運営状況等を踏まえ、DBごとに最適な運用方針を策定し、それに応じて適切に運用受託機関を選択するとともに、企業のおかれた状況・環境の変化に応じて、定期的に見直しを行うことが重要である。
- ・ これに関し、全体の9割以上を100億円未満のDBが占めており、そうした小規模のDBにおける受託者責任の徹底や専門性の向上について、課題が指摘されている。また、DBが1つの金融機関(総幹事会社)に総幹事業務を委託している場合の課題が指摘されている。

<施策の方向性>

- ・ 加入者の最善の利益を達成するため、DBに対して、運用力の向上や受託者責任の普及啓発に向けて、資産運用に関する研修・情報提供を通じた人材育成等の取組を推進することや、DBが契約の形態如何に関わらず、定期的に総幹事会社を含めた運用委託先を評価し、必要に応じて運用

力次第で委託先を変えるなどの見直しを促進することについて、ガイドラインを改定する等、必要な方策を講じてはどうか。

(イ) 共同運用の選択肢の拡大

<課題等>

- ・ 小規模なDBが効率的な運用を行うにあたっては、既に民間金融機関において合同運用のスキームが整備されているところであるが、同じアセットオーナーの立場にある企業年金連合会による共同運用事業等に参画することは、受託者責任・専門性の観点からも、有用と考えられる。
- ・ 一方で、複数事業主から構成されるDBの共同運用については、事業主が運営の実施主体であるという意識が低くなりやすい等の課題が指摘されていることから、総合型厚生年金基金の教訓も踏まえて、ガバナンスの強化が図られてきたところ。

<施策の方向性>

- ・ より多くの小規模DBが適切な形で共同運用事業等を活用できるよう、ガバナンスのあり方を考慮しつつ、選択肢の拡大を含めて、企業年金連合会による共同運用事業の発展等に向けた取組を促してはどうか。

(ウ) 加入者のための運用の見える化の充実

<課題等>

- ・ 確定給付企業年金(DB)では、長期的に運用実績が好調であれば掛金の減額・停止に繋がり得るほか、高水準の積立状況が続けば、給付水準の改善の見直しも行われ得る。他方、運用実績が不調で不足金が一定範囲を超えれば、事業主が追加で掛金を拠出しなければならない。
- ・ 確定給付企業年金(DB)の情報については、既に参加者に対して周知されているが、加入者の最善の利益のために、事業主と加入者等が、運用の方針等を含めDB制度の必要な見直しを行うにあたって、他社と比較できるよう、見える化を進めていくことが有用である。

<施策の方向性>

- ・ 確定給付企業年金(DB)について、上記の運用成果の意味の周知や、規模等の状況を配慮した上で、運用状況を含む情報の他社と比較できる見える化(情報開示)の具体的な方策について、厚生労働省が情報を集約し公表する案も含めて、2024年の公的年金の財政検証を踏まえた次期年金制度改正とあわせて結論を得ることとしてはどうか。

② 企業型確定拠出年金(DC)の改革

(ア) 適切な商品選択に向けた制度改善

<課題等>

- ・ 企業型確定拠出年金(DC)では、従業員個人が運用を行うところ、事業主から企業型DCの運営を受託している運営管理機関、事業主、加入者本人の各段階における適切な運用の方法の選定が重要である。
- ・ 適切な運用の方法の選定にあたっては、物価や賃金が上昇している経済環境を踏まえると、インフレリスク(将来の実質的な購買力を確保できない可能性)を十分考慮する必要があるが、現状では元本確保型のみで運用している加入者が約3割である。

<施策の方向性>

- ・ 労使合意に基づき指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など運営管理機関・事業主・加入者本人の各段階において運用の方法の適切な選択がなされるよう、関係者と連携し、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化(情報開示)や継続投資教育等の取組を促進する等の方策を講じてはどうか。

(イ)加入者のための運用の見える化の充実

<課題等>

- ・ 企業型確定拠出年金(DC)の運用の方法等については、既に加者に対して通知されているが、運用の方法を比較しにくい等の指摘がある。加入者の最善の利益のために、他社や他の運営管理機関との比較の視点も含めて、事業主と加入者等が、適切に運用の方法を比較・選定できるよう見える化を進めていくことが有用である。

<施策の方向性>

- ・ 事業主ごとの運用の方法のラインナップや運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化(情報開示)の具体的な方策について、厚生労働省が情報を集約し公表する案も含めて、2024年の公的年金の財政検証を踏まえた次期年金制度改正とあわせて結論を得ることとしてはどうか。

③ 企業年金を含む私的年金の更なる普及促進

<課題等>

- ・ 企業年金を含む私的年金に取り組んでいるものは、厚生年金の被保険者全体の約3割であり、高齢期のより豊かな生活を送るためには、私的年金の更なる普及促進が重要である。

<施策の方向性>

- ・ 新たな認可法人となる「金融経済教育推進機構」が設立される見込みであるところ、本機構は関係省庁と連携し、政府横断的に私的年金の広報を行うこととしてはどうか。

以上